

令和5年第2回北海道議会定例会 一般質問 開催状況

開催年月日	令和5年7月5日(水)		
質問者	民主・道民連合	広田 まゆみ	議員
答弁者	知事	鈴木 直道	
	子ども応援社会推進監	野澤 めぐみ	
	教育長	倉本 博史	

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 子ども政策について (一) 森のようちえんや自然保育の制度化などについて</p> <p>2018年、長野県、鳥取県、広島県の3つの県の知事の強いリーダーシップでスタートした「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」には、既に17の県が参画しています。これら17の県では、森のようちえんや自然保育について何らかの認証制度や支援制度があり、北海道においても早急に自然保育制度の検討に入るよう提言を重ねてまいりました。</p> <p>昨年度、幼児教育推進センター長からは、次のようなご答弁を頂いています。「幼児教育振興基本方針の改定に向け、幼児教育推進協議会で議論を行っている。その中で、各委員からは、『自然や体験が大事にされていくことで、幼児期の体験が大人になった時の大きな力になっていく』、『北海道の自然環境を生かし、心を育む教育になっていくことが大事である』、『自然豊かな環境にありながら、子どもの体力が十分でない本道の課題に答える北海道らしい教育の形を、子どもたちのために具体化していく必要がある』などの意見が出され、方針への反映について検討を進めてきた」とのことです。幼児教育推進協議会は、公私や施設類型にかかわらず、子どもの育ちについて、まさに子ども基本法を待つまでもなく、子どもを真ん中に議論してきた唯一の場であるものと理解をしています。</p> <p>知事からは、前回の定例会で知事総括質疑において、「自然を生かした保育について、子どもたちにとって豊かな感性や好奇心を身につけていく上で大切な機会である」と認識が示され、道内外の先進事例を積極的に保育関係者の方々へ情報提供するなど、本道の豊かな自然を生かした保育が一層広がるよう取り組むとのご答弁は頂きましたが、保育団体との意見交換において、「事業者がそれぞれの特色を発揮して、保育を実践すべきとの声のほか、自然保育に必要な環境整備、見守り体制の在り方について、詳細な情報が必要との意見も伺っている」という課題も示していただきました。それに対して、知事から示された課題に対して私の見解を申し上げ、知事の見解を伺っていきたいと思います。</p> <p>まず、道として、それぞれの事業者の保育に関する理念や方針を尊重することは当たり前のことです。この4月に、千葉県も自然環境保育制度を策定しました。認証制度を作った県は5つの県になりました。認証制度ですから、いわゆる手上げ方式です。地域の保護者の方々にとっては選択肢を増やすことになり、現場の実践者にとっては、これまでの実践に光が当たることとなります。実際に新たに森のようち</p>	<p>【知事】</p> <p>自然環境を活かした保育についてであります。乳幼児期の子どもたちが自然に直接触れ合うことは、豊かな感性や好奇心、探究心を身につけていく上で大切な機会の一つであり、保育団体からは、必要な環境整備や現場での見守り体制の確保など、実践に向けてはより詳細な情報や課題解決が必要といったご意見も伺っているところであります。</p> <p>道内の保育所では、国の指針が示す保育目標に向かって、それぞれの施設規模や地域実情に応じ、創意工夫を凝らした保育を実践しておりますことから、道としては、今後とも、事業者の保育に関する理念や方針を最大限尊重しつつ、幼児教育推進協議会や総合教育会議などの場を活用するほか、新たに立ち上げた全庁会議の場においても、道内外の取組を共有しながら、保育関係者の方々に、特色ある実践事例を情報提供するなどして、本道の豊かな自然を活かした保育環境が一層広がるよう、取り組んでまいります。</p> <p>【教育長】</p> <p>自然を生かした教育などについてであります。道教委では、質の高い幼児教育を提供する上で、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や、外遊びの機会などの教育活動を充実させることが必要と考えております。</p> <p>このため、道教委では、今後、自然を生かした保育の充実について、幼児教育推進センターと幼児教育関係団体とで構成をする「北海道幼児教育推進協議会」において、本道の自然環境を活用した体験活動や、他府県における自然を生かした保育の取組などについて協議してまいります。</p> <p>また、自然を生かした遊びについては、国の「幼稚園教育要領」で「自然の大きさ、美しさなどに直接触れる体験を通して、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力が培われる」と示されていることから、これまでも指導主事の学校訪問等において、外遊びの環境の実情等を把握しているところであり、今後も、継続して状況の把握に努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>えんとしてリニューアルオープンした日高管内の民間幼稚園の現場を先日訪問してお話を聞いてきました。地域の方や役場関係者にもお話を伺いましたが、まさに地域にとって選択肢を増やしている、さらに保育園留学などの移住促進にも、効果が期待できるとのことでした。</p> <p>そして、自然保育に必要な環境整備については、実はもう各県では市町村とも連携しながら、森林環境譲与税なども活用して、園庭やフィールドの子育ち環境の整備を、現場を応援しています。</p> <p>見守り体制などの指摘ですが、自然保育を保育の現場だけの負担にすることなく、知事が昨年、自らのご答弁の中でも触れていますが、保育現場への木育マイスターの紹介など、地域に開かれた子育ち環境の支援の輪が既に生まれています。また、自主保育的な森のようちえんだけではなく、民間幼稚園やこども園と、自然学校など、アウトドアガイド事業者等との協働による自然保育の形は、実は道外の実践者からも注目される北海道のすばらしい特長だと思います。知事がまず一歩前に出て、北海道においても、自然保育制度の検討に着手する方向を示されるべき時と考えます。</p> <p>VUCAの時代に、これからの北海道に求められる人材像をどのように展望し、その上で自然保育の必要性や効果についてどのように認識されているのか、改めて何うとともに、自然保育の推進のために、広域自治体の北海道としての果たすべき今後の役割をどのように認識をされているのか、知事、教育長に伺います。</p> <p>私は自然保育の制度化の議論を1日も早く開始していただくことを願っていますが、少なくとも今後、こども基本法を契機とした全庁的な議論を進める際に、森や自然の中での遊びや学びが全ての子どもに選択肢として保障される環境を、広域自治体の北海道としてどのように作っていくのか具体的に検討することが求められていると考えますが、その必要性を含め、知事、教育長の見解を伺います。</p> <p>(再質問)</p> <p>自然保育の必要性の認識について、「大切な機会の一つ」とであるという認識は、北海道知事としては、もう少し強い認識を持っていただきたいと思えます。知事は、昨年度以降、エビデンスに基づいた政策立案を指示されたはずですが。文科省などの調査においては、自然体験と学習意欲、道徳観、人間関係能力の相関関係を示すエビデンスはそろっていません。北海道は自然環境に溢れているので、子どもたちを放っておいても、外で思いっきり群れて遊んでいるだろうと思われることも多いかもしれません。しかし、現実では、子どもたちがテレビやゲームに費やす時間が全国で最も長いのが北海道であることが、再三課題として指摘されています。ある民間幼稚園の調査ですが、家に帰った後の主な遊び相手を聞いたところ、8割がお母さん、2割程度が友達という回答でした。つまり、公的な保育、あるいは幼稚園などで、その場や時間を保障しないと、子ども</p>	<p>【知事】</p> <p>自然を活かした保育についてであります。幼児教育振興基本方針では、幼児期において、子どもたち一人一人が、北海道の豊かな自然環境を活用した体験活動や遊びを通し、健やかに育成されることを目指しており、子どもたちが身近な自然に直接触れ合うことは、豊かな感性や好奇心を身につけていく上で大切な機会の一つと認識しております。</p> <p>道内の保育所では、施設規模や地域の実情に応じながら、自然に触れ合う特色ある保育に取り組んできているところであり、道としては、各事業者の保育理念や方針を最大限尊重しつつ、保育現場のご意見を踏まえながら、子ども政策に関する全庁的な協議の場でもあります「北海道こども政策推進本部」において、道内外の先駆的な取組事例を共有するなど、自然環境を活かした保育が一層広がるよう、取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>たち同士が思い切り自由に外で群れて遊ぶ経験がないまま成長することになります。</p> <p>北海道の基幹作業は第一次産業です。そして今、アドベンチャートラベルのアウトドアガイドの育成も急務であります。これまでに、自然の中で思い切り体を動かして遊び込む体験や時間や場づくりを広域自治体の道として具体的に応援することなく、大人になって、林業人材の育成、担い手対策に奮闘することは、施策として整合性がないのではないのでしょうか。</p> <p>また、DX、GXを進めるために必要な私たち人間の力は、AIやロボットには決してできない、創造性やコミュニケーションの力とも言われています。そのためにも、常に変化をする自然の中で、日常的に子どもたちが群れて遊ぶことができる自然保育や自然体験が有効であると、脳科学的にも実証されています。</p> <p>改めて知事に伺いますが、これからの北海道に求められる人材像をどのように展望されているのか。それに対して北海道における子どもの体力、学力など、子どもを取り巻く現状と課題をどのように認識されているのか伺うとともに、幼児教育推進協議会などにおける議論も踏まえて、自然保育の必要についての認識について再度見解を伺います。</p> <p>次に広域自治体の道としての役割についてですが、自然保育の制度化に関し、知事からは、繰り返し、事業所の理念や方針を最大限尊重することが答弁されています。道が自然保育の重要性をより明確に示すことで、子どもたちにとっては選択肢を保証することになります。いわゆる森のようちえんというのは、自主保育で、少人数で親と一緒に参加する小規模のものが多く、それはそれで、その良さがあります。一方、自然保育を導入しているこども園の状況を聞きますと、森林のフィールドを親にも開放していますが、7割の親がそこに参加していません。ということは、子どもの自然体験に関心がないか、あっても余裕のない家庭の状況であっても、自然保育をプログラムとして導入しているこども園などでは、全ての子どもたちが外で思い切り群れて遊ぶ機会、場を保障していることになります。</p> <p>「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」に参加している17の県では、認証制度以外にも、森林環境譲与税などを活用して、自然保育に必要なフィールドの環境整備を支援したり、あるいは自然保育の人材育成研修などを支援したりしています。知事の先ほどのご答弁は、事業所に寄り添っているように聞こえますが、しかし、新保育指針を受けて保育所の役割が広がり、保護者、家庭、地域と連携した広い子育て支援や研修体制の充実が新たに求められている道内保育所の本質的な支援につながらないと考えます。自然保育の推進に向けて、情報提供以外に、広域自治体としての役割について検討すべきではないかと考えますが、見解を伺います。</p>	

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>【指摘】 長野県の自然保育制度が創設される背景には、公私・施設類型の違いなど、いわゆる大人の事情を超えて、長野県らしい子育て環境はどうあるべきか、文字どおり子どもを真ん中という柱を持って議論をリードした、現場の担当者を支える知事のリーダーシップがあったことをお伝えをしておきます。また、自然環境を生かした北海道らしい保育を考える意味で、北海道が木育発祥の地であること、さらに木育マイスター含め、自然学校など自然体験活動に知見のある専門家と、保育、幼稚園現場の協働が既に現場の努力に進められてきたことを、北海道の未来にどう生かしていくのか、知事にもより強くご認識をいただきたい。そして、これまでのこの現場の実践に光を当てていただける役割を、知事に強く期待し、指摘とさせていただきます。</p> <p>(二) こどもの意見表明や社会参画の保障などについて</p> <p>1 行政基本条例、地域振興条例におけるこども参画の明記について まず、子どもの意見の政策反映についてですが、さきの第1回定例道議会において、知事からは、基本的に中央政府の検討状況を注視すること、さらに、幅広い道民意見の反映は重要であり、現行の行政基本条例や地域振興条例は、子どもの参加を妨げているものではないという趣旨のご答弁を頂いていました。</p> <p>ニセコ町においては、まちづくり基本条例に、「満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする」と明記しています。</p> <p>私としては、道においても、行政基本条例、地域振興条例など、自治の在り方を示す基本的な条例には、子ども参画の権利を明記することで、こども基本法にどう対応するのかという知事及び道の姿勢を明確にされるべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>2 こども参画を契機とした道政運営全般の検証について もちろん第1回の定例会における知事のご答弁のように、確かに、行政基本条例も地域振興条例も、条文上は子どもの参加を妨げたものではありません。知事のご答弁を受け止めて、道政全般の政策形成の在り方を見直していくこととすれば、それはそれで素晴らしいことです。</p> <p>例えば、小学生や日本語を母国語としない人たちにも分かりやすい、いわゆる「やさしい日本語」の積極的導入や、パブリックコメントワークショップなどを含め、参加型の広聴活動や会議の在り方に挑戦するなど、道の行政手続全体の仕組みをより良いものに改善していく具体的な指示をされることも、</p>	<p>【子ども応援社会推進監】 こども基本法への対応についてであります。こども基本法では、全ての子どもの社会的活動への参画機会の確保などを基本理念として掲げるとともに、道や市町村など地方公共団体が、こども施策を策定、実施するに当たっては、子どもの意見を反映するよう規定されているところでございます。</p> <p>こうした中、道では、これまでも、子ども・子育て施策について、審議会への中高生の参画やユースプランナー制度を活用した大学生との意見交換、さらには、ヤングケアラーやケアリーバーの方々の声も伺うなどしながら、子どもの意見を施策に反映できるよう取り組んできたところであり、今後とも、こども基本法の趣旨を踏まえつつ、行政基本条例に定める行政運営の基本原則に沿って、子どもの参加機会の拡大や道政に対するご意見等も尊重しながら、行政運営に反映できるよう取り組んでまいります。</p> <p>【知事】 子どもの参画による道政運営についてであります。こども基本法では、全ての子どもの意見表明や社会的活動への参画機会の確保などを基本理念に掲げており、こうした考えに基づき、次の世代を担う子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指していくことが重要と認識しています。</p> <p>国では現在、基本法を踏まえ、子どもが意見を表明し、社会に参加することができる新たな取組として「こども若者・いけんぷらす」を開始し、参加者を募集していることから、道としては、こうした国の動きを参考としつつ、これまで取り組んできた審</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>知事が取り得る選択肢の一つだと思います。</p> <p>知事は、本当に現在の道政運営に、子どもたちや若い人たちの意見が十分に反映をされているとお考えなのでしょうか。2期目の道政運営に当たって、知事は、子どもの意見表明や社会参画の保障の意義をどのように認識しているのか、そして、どのように取り組む考えなのか、改めて知事ご自身の所見と、今後の取組の方向性について伺います。</p> <p>3 こどもの権利条例の制定などについて</p> <p>子どもの権利条例を制定している県は、全国で長野県と山梨県の二つだけです。言うまでもなく、現行の少子化対策条例は、少子化対策基本法をもとに制定されています。いわゆる子どもの権利擁護に関して言及されていることは承知をしていますし、子どもや若い人たちの意見を聴く場も確かに実績としてありますが、基本的には、例えば、結婚や妊娠出産についての意見を聴くような少子化対策の枠内の意見聴取が主です。</p> <p>これまでの少子化対策と、こども基本法の大きな違いは、子どもが未来をつくる権利と、そして責任も共有する主体として位置付けられていることです。子ども参画の実践が進んでいる地域では、園庭や公園、道路改修の在り方や自転車や鉄路などの交通政策に関し、子どもたちの意見を聴くことが日常化しつつあります。</p> <p>子どもの権利を保障することは、北海道の未来をつくっていくことです。少子化対策のために子どもがいるのではなく、未来をつくっていく主役が子どもたちなのです。その認識を、知事自らの発信で、広く共有することが必要です。子どもの権利条例の制定の必要性について、知事の見解を伺います。</p> <p>4 子どもにやさしいまちづくり事業について</p> <p>子どもの権利条約の批准から約30年。やっと日本においても、こども基本法ができました。残念ながら子ども政策の本質的なコンセプトは、中央政府の施策を基準にはできません。財源含めて、中央政府の動向を注視することは理解をいたしますが、ベンチマークとするのは世界基準であるべきです。</p> <p>以前の議会でも取り上げましたが、ユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業」の認証や評価、サポートのシステムを道内の自治体の子ども施策推進のために取り入れることを提案をしています。「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を実現することに積極的に取り組む市や町、村のことです。子どもにやさしいまちづくり事業は、子どもに関わる様々なことは、子どもの意見を聴き、自治体運営に新たな視点を取り入れる取組です。道内では、安平町、ニセコ町が「子どもにやさしいまち」として認証されており、ユニセフ日本とも連携して、子どもにやさしいまちづくり事業を展開しています。</p> <p>ユニセフ日本と道が連携することなどによって、子どもにやさしいまちづくり事業に取り組む自治体を側面支援し、参加自治体を増やしていくことも、</p>	<p>議会への中高生の参画やヤングケアラー、ケアリーパーの方々との意見交換などに加え、今定例会には、児童相談所で一時保護している子どもたちの意見表明を支援する予算を提案しているところであり、今後とも、全ての子どもたちが積極的に意見を表明し、多様な社会的活動に参画しやすい環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>子どもの権利に関する取組についてであります。こども基本法では、全ての子どもの基本的な人権が守られ、意見が尊重されることを基本理念としており、道の少子化対策推進条例においても、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備を掲げているところでもあります。</p> <p>こうした中、国では、基本法の理念に基づく「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こどもまんなか応援サポーター」の輪を広げる取組を進めており、こうした趣旨に賛同し、私が応援サポーターに就任したことをSNSで広く道民の皆様に発信しているところでもあります。</p> <p>道としては、子どもたちの権利が守られ、意見の尊重や表明をしやすい環境づくりに向け、今後とも道民の皆様のご理解を頂きながら、オール北海道で、未来を担う子どもたちが健やかに幸せに成長できるよう、社会的な気運の醸成を図ってまいります。</p> <p>【子ども応援社会推進監】</p> <p>子ども施策の推進についてであります。市町村では、それぞれが創意工夫を凝らしながら、独自の子ども・子育て施策に取り組んできており、道では、こうした市町村を支援するため、これまで、独自の取組として、乳幼児医療費の助成や多子世帯の保育料の無償化などを進めてきたところでございます。</p> <p>こども基本法では、道や市町村が、こども施策を策定するに当たっては、相互に連携を図りながら、子どもの意見を反映し、地域の実情に応じた施策を実施することとされていることから、道としては、今後とも、市町村との連携を一層深めながら、どこに住んでいても子どもたちが健やかに希望をもって成長できるよう、取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>広域自治体である道としての役割ではないかと私は考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>【再質問】 ご答弁においては、行政基本条例、地域振興条例に子どもの意見表明を加えることは取り組まないなどというご答弁でしたけれども、こどもまんなか応援サポーターには就任をされ、SNS では発信されたということです。インフルエンサーとしてはそれでよろしいかと思いますが、知事としてはいかがなのでしょう。</p> <p>知事は、子どもの意見の尊重や表明をしやすい環境づくりに向け、道民の理解を頂きながら、社会的な気運の醸成を図るとのことですが、まずは地方自治の基本である行政基本条例、地域振興条例に、政治姿勢として、子ども参画を改めて明示した上で、気運の醸成を図るべきと考えます。</p> <p>知事にとっての「こどもがまんなか」の意味するものは何なのか、知事の見解を伺うとともに、行政のまんなか、地域振興のまんなか、子どもを位置づける知事の姿勢を示すためにも、条例の見直し検討についての知事の見解を再度伺います。</p> <p>【指摘】 子ども参画について、今までもやってきたし、これからも同じようにやっていきますという趣旨のご答弁です。確かにある意味、アリバイ的に、あるいはイベント的に子どもの声を聴く場はあったかもしれませんが、それを組織として、地域としてどのように受け止め、どのようにフィードバックしていくのか、体系的な継続した取組が必要です。</p> <p>「こども若者・いけんぷらす」など中央政府の取組を参照するのではなく、むしろ北海道においては、先ほども事例を挙げました子どもにやさしいまちづくり事業に取り組む安平町やニセコ町、そして独自の仕組みとして「うらほろスタイル」など、真摯に子どもの体験や子どもの声を大人たちが受け止め、実際にまちづくりなどに反映してきた取組があります。</p> <p>子どもの声を道としてどのように受け止めるのか、道の行政改革の視点で再度検討するよう指摘をしておきます。</p>	<p>【知事】 子どもの意見表明などについてであります。道では、これまで、様々な取組により、子どもの意見表明の機会を確保してきた中、国では現在、こども基本法を踏まえ、子どもが意見を表明し、社会に参加することができる新たな取組として、「こども若者・いけんぷらす」を開始をしたことから、こうした国の動きを参考としつつ、今後の対応を検討することとしております。</p> <p>道としては、今後とも、こども基本法の理念のもと、「こどもまんなか社会」の実現に向け、道政の推進に当たっては、行政基本条例の基本原則に沿って、子どもの参加機会の拡大や道政に対するご意見などを尊重しながら、行政運営に反映できるよう取り組んでまいります。</p>